

猿払村耐震改修促進計画  
概要版

平成23年3月

猿払村

## 目 次

---

1	計画の概要	1
2	耐震化の現状と目標	2
3	耐震化の取り組み方針	4
4	耐震化に向けた総合的な施策の展開方針	11

# 1 計画の概要

## (1) 計画の目的

猿払村耐震改修促進計画（以下「本計画」という）は、村内の住宅及び建築物の耐震化を促進するため、新耐震基準（※）導入前に建てられた建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進し、地震災害から村民の生命及び財産を守ることを目的とします。

※新耐震基準：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）施行令の改正（昭和 56 年 6 月 1 日）により、一次設計、二次設計の概念が導入されたもので、中地震（震度 5 強程度）では構造体が損傷せず、大地震（震度 6 強程度）では崩壊から人命を保護することを目標とした新しい耐震基準

## (2) 計画の期間と対象建築物

本計画の計画期間は、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間とします。

なお、今後の社会経済状況の変化や関連計画の改訂等に対応するため、おおむね 5 年を目途に中間時点での実績等を把握するとともに、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

本計画は、住宅と建築物（民間所有、猿払村所有）を対象とします。

民間が所有する建築物（民間建築物）は、すべての住宅と耐震改修促進法第 6 条に該当する特定建築物を対象とし、猿払村所有建築物（村有建築物）は、すべての公的住宅（公営住宅等）と耐震改修促進法第 6 条等に該当する建築物を対象とします。

それらの建物のうち、建築基準法施行令の改正により新耐震基準が導入された昭和 56 年（1981 年）6 月 1 日より前の基準で建てられた建築物（確認申請・着工・竣工の時期を考慮し、1981 年度以前に建設された施設）で、耐震性が確保されていない建築物については、“優先的に耐震化を図る必要のある建築物”と位置づけます。

### 【対象建築物の一覧表】

種類	区分	内容
民間建築物	住宅	戸建住宅、共同住宅
	特定建築物※2	猿払村漁業協同組合
村有建築物 ※1	不特定多数の者が利用する村有施設※2	鬼志別小学校、浜鬼志別小学校、知来別小学校、拓心中学校、スポーツセンター、農村環境改善センター、生活改善センター、ふるさとの家 1 号館、ふるさとの家 2 号館、猿払村役場
	上記の内、村立小中学校等	鬼志別小学校、浜鬼志別小学校、知来別小学校、拓心中学校
	その他の村有施設	公的住宅（公営住宅、教職員住宅）

※1：利用者が継続的に利用しない建築物などは除きます。

※2：耐震改修促進法第 6 条 1 号の規模・用途要件に該当する建築物を対象とします。

## 2 耐震化の現状と目標

### (1) 耐震化の現状

#### ①住宅の現状

平成 17 年度の北方建築総合研究所の独自調査より、猿払村における住宅の耐震化の現状をとりまとめると、下表のようになります。

昭和 56 年以前に建築された住宅について、耐震性を有する住宅の割合を国や北海道の方法と同様に推定すると、猿払村では住宅総数 866 戸に対し、耐震性を有する住宅数は 614 戸、耐震化率は 70.9%と推定されます。

#### 【住宅の耐震化の現状】

建て方	総数 (戸)	昭和 56 年以前建築			昭和 57 年以降建 築 (戸)	耐震化済 み戸数 (戸)	耐震化率 (%)
		合計 (戸)	内耐震性 を有する (戸)	内耐震改 修済み (戸)			
木造戸建	823	394	150	0	429	579	70.4
非木造共同 住宅	43	35	27	0	8	35	81.4
合計	866	429	177	0	437	614	70.9

資料：建築物の耐震化に係わる基礎調査 (H18.02 北方建築総合研究所)

#### ②民間建築物の現状

猿払村において、民間企業が所有する特定建築物は、昭和 56 年以前に竣工した「猿払村漁業協同組合」(事務所で該当)のみとなっています。

#### ③村有建築物の現状

##### i) 特定建築物

猿払村が所有・運営する特定建築物の 10 施設の耐震化の状況は、昭和 57 年以降に竣工した建築物が 8 棟 (80%)、昭和 56 年以前に竣工した建築物 (昭和 56 年以前に竣工した施設を含む建物) が 2 棟 (20%) となっており、新耐震基準施行以前に竣工した建築物 (2 棟) については耐震診断により耐震性の有無を早期に把握することが必要な状況にあります。

##### ii) 避難施設

猿払村の地域防災計画で位置づけられ、地震防災上重要な役割を担っている避難施設 (15 棟) に関しては、昭和 56 年以前に竣工した建築物が 4 棟 (27%) を占め、地震防災上重要な施設 (12 棟) に関しては、昭和 56 年以前に竣工した建築物が 4 棟 (33%) を占めており、いずれも、特定建築物と同様に、耐震診断を実施し、耐震性の有無を把握することが必要な状況におかれています。

## (2) 耐震化の目標

本計画では、地震による建築物被害や人的被害を軽減するため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、国が耐震改修促進法の改正後に定めた基本的な方針に基づき、平成 27 年までに住宅及び特定建築物の 9 割の建築物を耐震化することを目標とします。

猿払村が所有・運営する建築物のうち、耐震改修促進法第 6 条に掲げられている「特定建築物」で、昭和 56 年以前に建設された施設については、早期に耐震診断を行うとともに結果の公表に取り組みます。

耐震診断の結果、耐震化が必要と診断された建築物については、個々の状況に応じて、建替え、耐震補強、用途廃止などといった方針を定め、計画的な耐震化に努めます。

猿払村が所有・運営する特定建築物以外の村営建築物については、防災上の位置づけや市街地内の立地条件などを勘案の上、耐震診断を行います。

<p>①住宅の目標 (住宅の必要耐震改修戸数)</p>	<p>住宅の目標となる耐震改修必要戸数は、通常の建替えなどによる減失分を除き、平成 27 年時点で耐震性が確保される住宅が 9 割となるように推定します。</p> <p>猿払村における人口・世帯は、平成 22 年の国勢調査時点で 2,825 人、1,220 世帯（平成 17 年の国勢調査時点で 2,940 人、1,221 世帯）となっており、将来（第 6 次猿払村総合計画、平成 27 年目標）は 2,810 人、1,210 世帯と推計・設定されています。</p> <p>将来の住宅総数は、世帯規模が低下することを勘案して人口が減少しても大きく低下しないものとし、平成 27 年時点の住宅総数は現状値で維持されると仮定します。</p> <p>また、平成 22 年時点での耐震性のない住宅は、「耐震性のない古い住宅の 5 ヶ年間の残存率」を全道平均値である 81.0%を用いて 204 戸（住宅総数の 23.6%）と推定しました。</p> <p>以上の条件のもとで、国の方針である平成 27 年時点の耐震性のある住宅数の割合を 9 割とするには、平成 22 年時点を基点にして年間 27 戸程度の耐震改修が必要と推定されます。</p> <p>住宅においては、この戸数の耐震改修の実施を目標とし、耐震診断・耐震改修に関する施策の実施や啓発及び知識の普及に取り組みます。</p>
<p>②民間建築物の目標</p>	<p>猿払村において、民間企業が所有する特定建築物は、「猿払村漁業協同組合」があり、昭和 56 年以前に竣工した建築物になっています。</p> <p>民間建築物においては、特定行政庁である北海道と連携して、耐震性の確保の必要性に関する意識の啓発や耐震診断・耐震改修に関する情報提供などに努めます。</p>
<p>③村有建築物（不特定多数の者が利用する町有施設）の目標</p>	<p>猿払村が所有・運営する特定建築物（不特定多数の者が利用する村有施設。村立小中学校を含む）については、その 20%が、昭和 56 年以前に竣工した建築物になっています。</p> <p>一方、これらの建築物は災害時における避難場所や応急活動の拠点として利用されるものもあり、耐震性の確保が重要です。</p> <p>このため、耐震診断を早期に実施し、耐震性が確保されていない建築物については計画的な耐震化に取り組むこととします。</p>
<p>④公的住宅の目標</p>	<p>村営住宅に関しては、新耐震基準施行以降に竣工した建築物、もしくは新耐震基準施行以前に竣工した場合でも耐震性が確保されている建築物となっています。</p> <p>村営教職員住宅（教員・職員・病院等）に関しては、その 10%未満のみが、昭和 56 年以前に竣工した建築物になっています。</p> <p>このため、公的住宅については、すでに耐震化の目標をクリアしています。</p>

### 3 耐震化の取り組み方針

#### (1) 耐震診断及び耐震改修促進の基本方針

住宅・建築物の耐震化を進めるためには、その所有者が、地震に備えた防災対策を自らの資産や生命を守るための問題として自覚し、具体的に取り組むことが大事です。

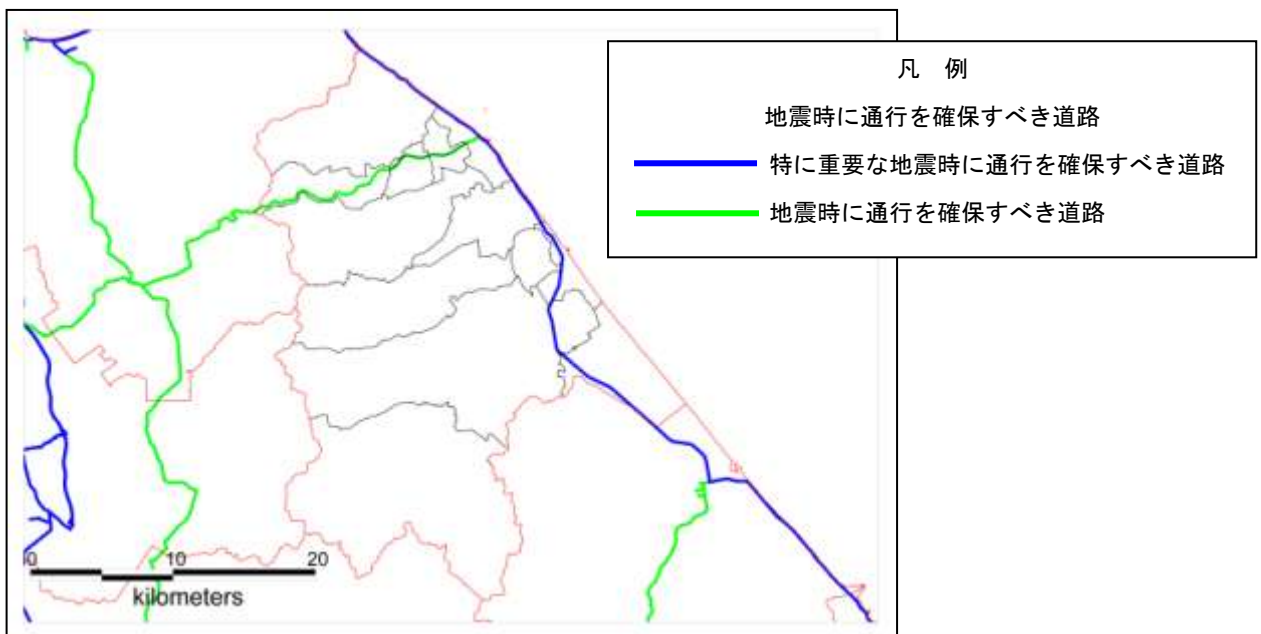
猿払村では、国や北海道と連携し、住宅・建築物の所有者の防災対策に関する取り組みをできる限り支援するとともに、村有建築物においては、避難施設を中心とした耐震改修を促進します。

#### (2) 地震時に通行を確保すべき道路

北海道耐震改修促進計画では、地震発生の直後から災害拠点間の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（平成17年、北海道）に指定する道路を、耐震改修促進法第5条第3項第1号による「地震時に通行を確保すべき道路」として指定しており、その道路に接する建築物は、同法第6条第3号の適用を受けます。

また、「地震時に通行を確保すべき道路」のうち、災害時の拠点施設を連結し、多数の人々の円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送などの観点から、第一次緊急輸送道路に区分されている道路については「特に重要な緊急輸送道路」として指定しているため、特に、その道路に接する特定建築物の耐震性の確保が重要です。

#### 【地震時に通行を確保すべき道路】

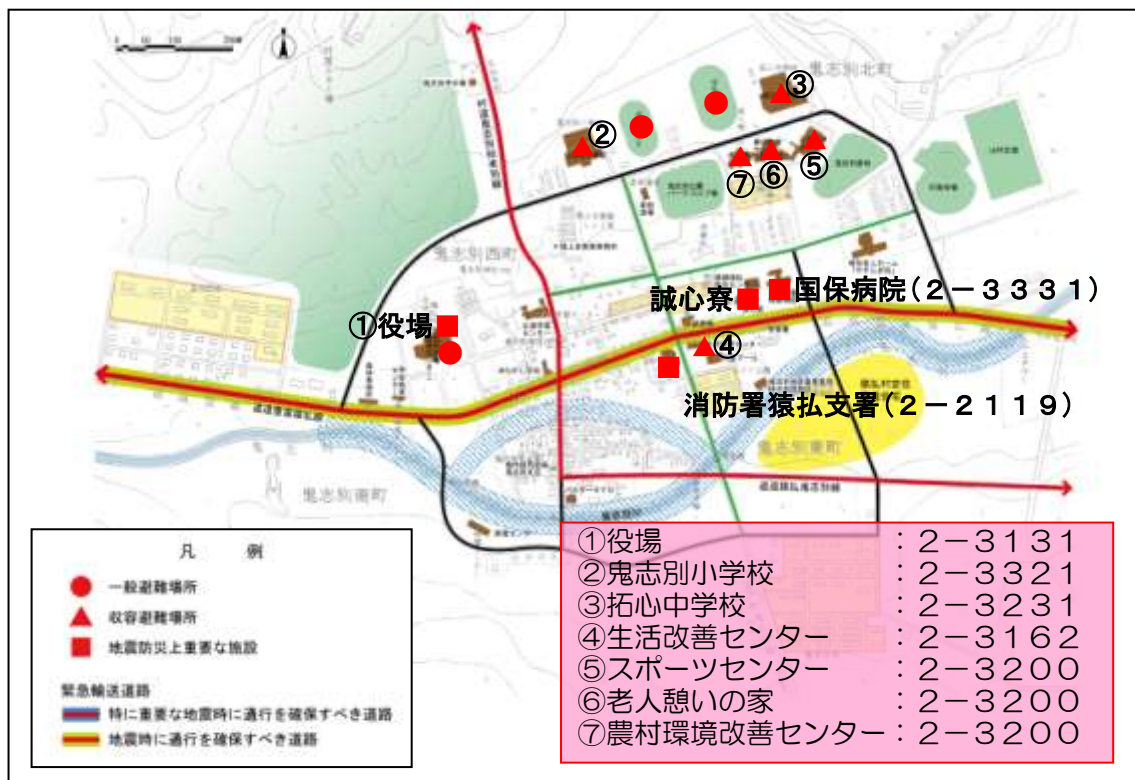


### (3) 重点的に耐震化を推進する地域と建築物

「地震時に通行を確保すべき道路」（特に、「特に重要な緊急輸送道路」）の沿道にある特定建築物について、重点的に耐震化を促進する必要があるとあり、地震による倒壊により通行を妨げる恐れのある建築物（耐震改修促進法第7条に基づく建築物）の所有者に対しては、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう、建築基準法に基づく特定行政庁である北海道との連携のもとで指導及び助言並びに指示等を行っていきます。

猿払村には、地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物で、地震による倒壊により通行を妨げる恐れのある建築物はありませんが、積雪時における地震時の通行の確保充実の観点から、必要に応じて助言等を行うとともに、避難所に指定されている村有特定建築物については、重点的に耐震化を促進します。

#### 【鬼志別地区・豊里地区における重点的に耐震化を推進する建築物等】



②小石地区

小石地区では、道道豊富猿払線が緊急輸送道路となっています。

また、小石交流センターが、一時避難場所・収容避難所施設です。

【小石地区における重点的に耐震化を推進する建築物等】



③知来別地区

知来別地区では、国道 238 号が緊急輸送道路となっています。

また、一時避難場所は、知来別小学校裏山、知来別簡易水道配水池敷地であり、収容避難所施設は、知来別小学校です。

【知来別地区における重点的に耐震化を推進する建築物等】





④ 芦野地区

知来別地区では、国道 238 号が緊急輸送道路となっています。

また、一時避難場所は、芦野小学校グラウンドであり、収容避難所施設は、芦野小学校です。

【芦野地区における重点的に耐震化を推進する建築物等】



⑤ 浜鬼志別地区

浜鬼志別地区では、国道 238 号と道道豊富猿払線が緊急輸送道路となっています。

また、一時避難場所は、浜鬼志別小学校グラウンド、浜鬼志別神社敷地であり、収容避難所施設は、浜鬼志別小学校です。

【浜鬼志別地区における重点的に耐震化を推進する建築物等】

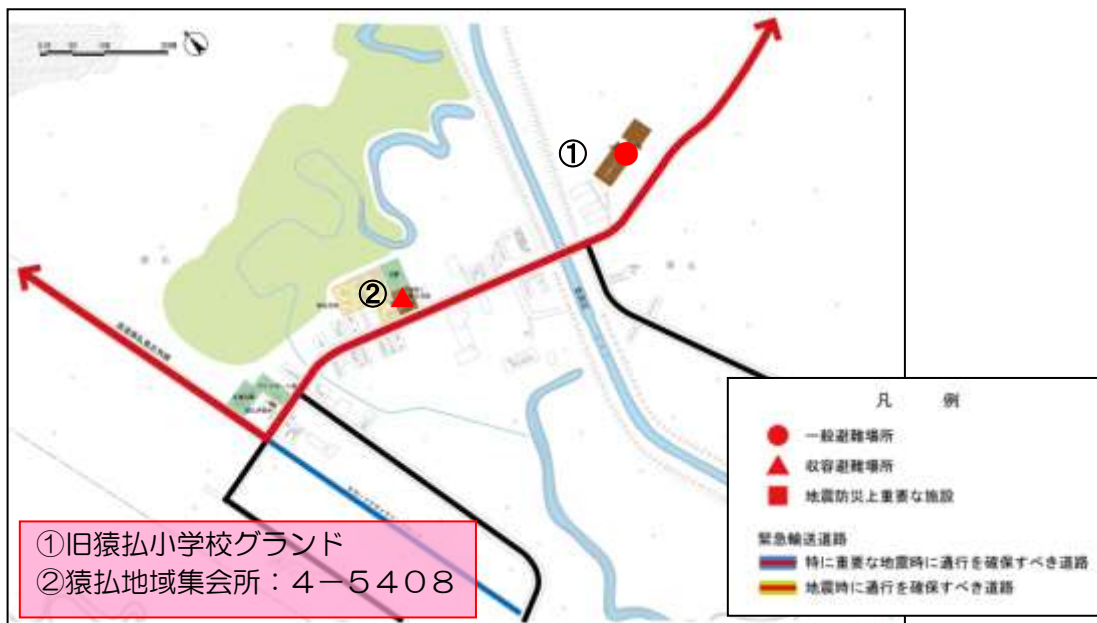


## ⑥猿払地区

猿払地区では、緊急輸送道路がありません。

また、一時避難場所は、旧猿払小学校グラウンドであり、収容避難所施設は、猿払地域集会所です。

### 【猿払地区における重点的に耐震化を推進する建築物等】

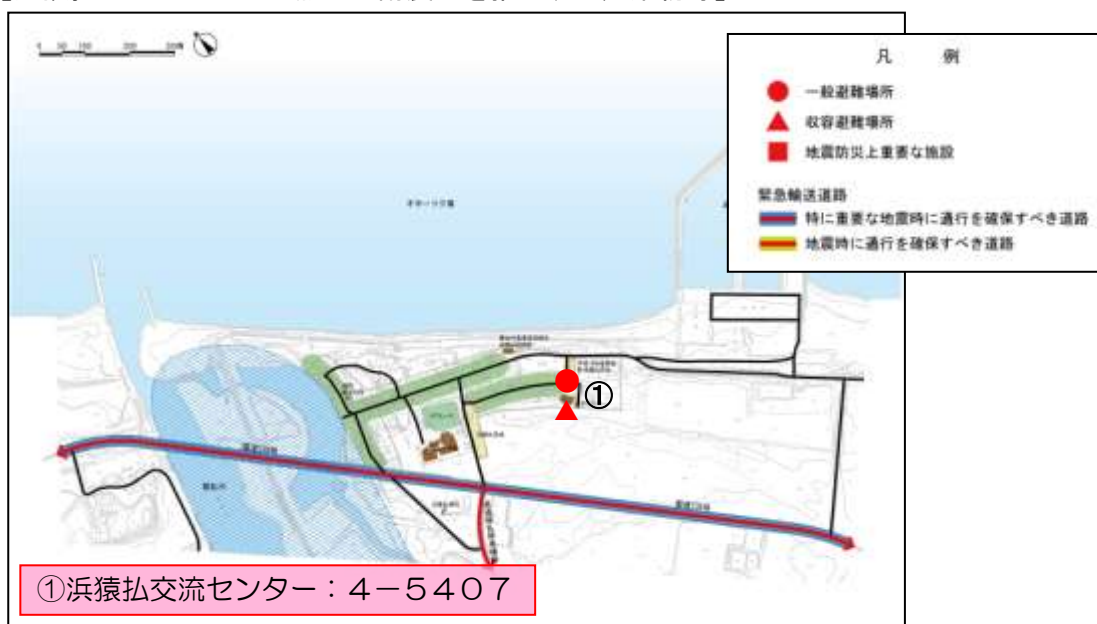


## ⑦浜猿払地区

浜鬼志別地区では、国道 238 号が緊急輸送道路です。

また、一時避難場所・収容避難所施設は、浜猿払交流センター（駐車場）です。

### 【浜猿払地区における重点的に耐震化を推進する建築物等】



### ⑧浅茅野地区

浅茅野地区では、国道 238 号が緊急輸送道路となっています。

また、一時避難場所・収容避難所施設は、浅茅野小学校（グラウンド）です。

#### 【浅茅野地区における重点的に耐震化を推進する建築物等】

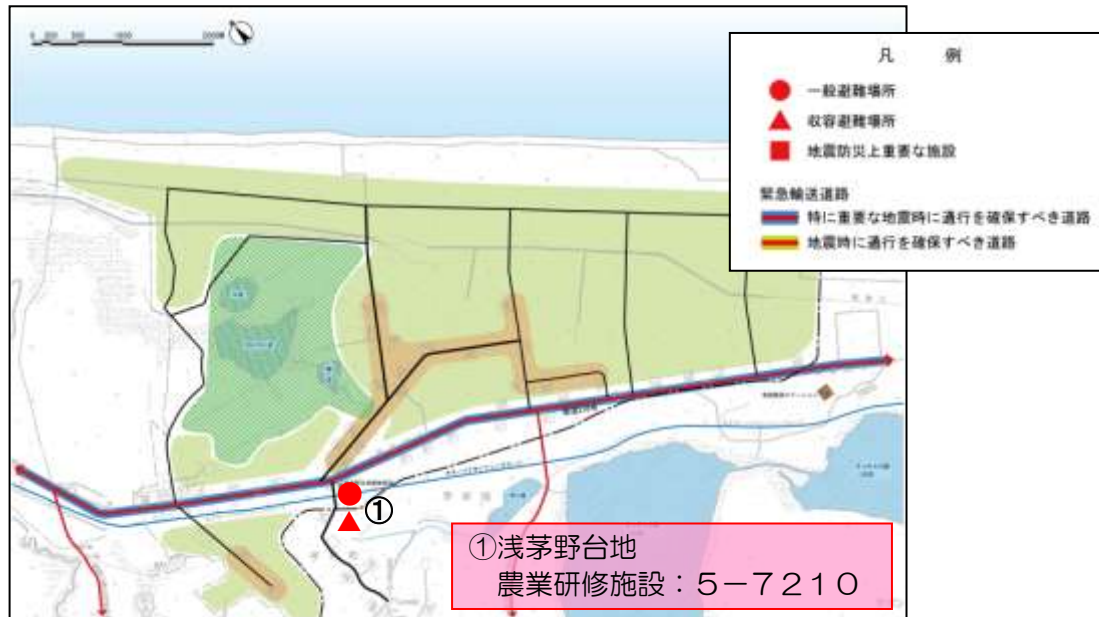


### ⑨浅茅野台地区

浅茅野台地区では、国道 238 号が緊急輸送道路となっています。

また、一時避難場所・収容避難所施設は、浅茅野台地農業研修施設です。

#### 【浅茅野台地区における重点的に耐震化を推進する建築物等】

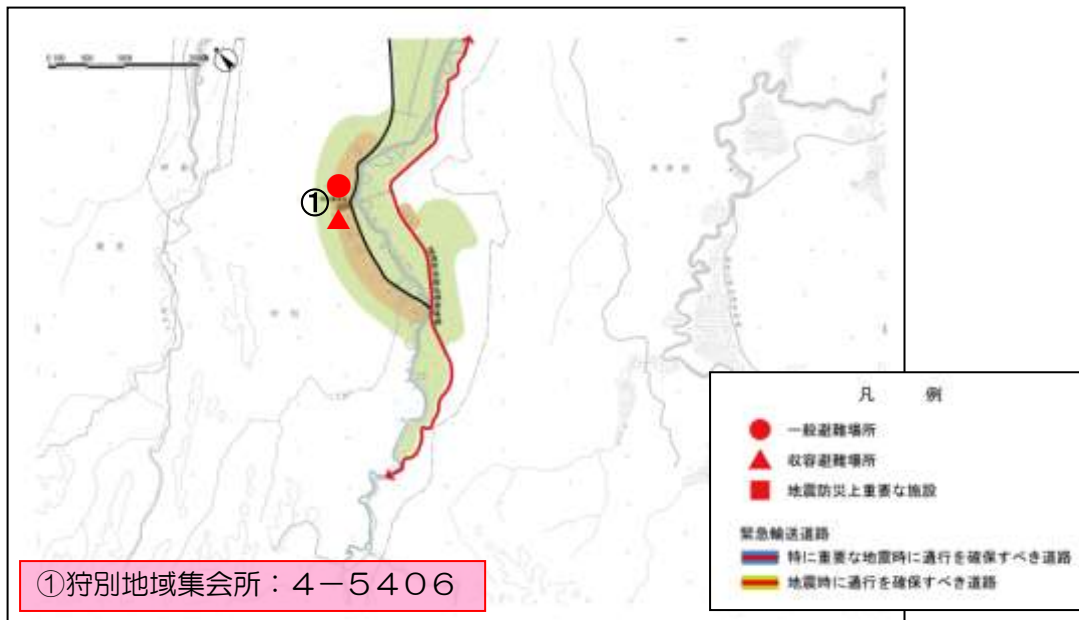


### ⑩狩別地区

狩別地区では、緊急輸送道路がありません。

また、一時避難場所・収容避難所施設は、狩別地域集会所で、耐震化の対象です。

#### 【狩別地区における重点的に耐震化を推進する建築物等】



## 4 耐震化に向けた総合的な施策の展開方針

### (1) 支援施策

#### ①総合的な取り組みの推進

猿払村は、民間建築物の耐震化を進めるため、「耐震化に向けた村民の意識啓発」、「北海道との協力による建築物所有者への指導及び助言」、「耐震改修に関わる支援制度（別表参照）の情報提供」など、各種施策を総合的に進めます。

#### ②専門家の資質、技術向上に向けた情報の提供

適切な耐震診断・耐震改修の実施には、耐震診断・耐震改修に係る施工者や設計者、工事監理者等といった専門家の知識を増やし、技術力を高めることが必要になります。

このため、猿払村は、北海道との連携・協力により関連研究会や講習会などの情報提供に努め、専門家の技術力等の向上を図ります。

また、北海道の開催する住宅相談員研修会へ職員を派遣するなどして、耐震診断・耐震改修のほか多様な相談に対応できる人材を育成します。

#### ③相談体制の整備

猿払村では、既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する相談に総合的に応えられる体制を構築し、特に施工者や設計者、工事監理者等といった専門家について提供できる情報を充実させます。

また、住宅に関する一般的な相談やバリアフリー化等のためのリフォームに関する相談にも対応できるよう取り組みます。

さらに、北海道が住宅の耐震改修を促進するために取り組んでいる「戸建て木造住宅の無料耐震診断」など、関係機関の耐震化にむけた取り組みを紹介します。

#### ④「猿払村持家住宅建設促進助成条例」の見直しによる耐震化支援の検討

猿払村では、村に定住する方を増やし、住環境の充実と地域経済の発展を図ることを目的として、猿払村持家住宅建設促進基金を活用した「猿払村持家住宅建設促進助成条例」を制定しております。（実施期間は平成26年3月31日まで）

この条例の制定により、自己の居住用として、平成21年4月以降に持家住宅を新築登記した方に50万円の助成金を交付し、更に、建築主体工事契約で、村内に本社の住所を有する企業と契約し、施工した場合には、150万円を加算して助成金を交付しています。

一方、耐震化率を高める上で有効な老朽住宅の除却や、（新耐震基準を満たしてはいるものの）より耐震性を高めた方が住宅ストックとしての価値が高まる住宅の耐震補強などが

有効であり、重要と考えられます。

以上のことから、猿払村ではこれまでの新築住宅建設支援だけではなく、省エネルギー工事やリフォーム工事といった住宅改修事業とともに、平成 27 年時点で耐震化率を 90%にするための年間 27 戸程度の改修等のために、老朽住宅解体工事や耐震補強・構造強化工事などの支援を目的とした条例見直しを、平成 26 年度以降に検討します。

## (2) 啓発及び知識の普及

### ①情報の提供

#### ●パンフレット等の配布

耐震診断や耐震改修に関する村民の関心を高めるとともに、必要な備えを広く周知するため、猿払村における地震の特性や、耐震診断・耐震改修を支援する制度などを伝えるパンフレットを作成し、広く村民に配布することを検討します。



#### ●地震ハザードマップの作成検討

住宅や建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題や地域の問題として理解できるよう、発生の恐れのある地震のゆれやすさやそれによる建築物被害の程度などを地図上に表した地震ハザードマップの作成について検討します。

#### ●各種イベント、講習会等の活用

地震対策に関する各種セミナー、講演会の情報提供に努めます。

また、防災や防火に関するイベント開催等の情報提供に努め、既存の住宅や建築物の耐震診断・耐震改修の重要性について普及・啓発を行うとともに、北海道の実施する住宅の性能向上リフォームの普及とあわせた一般向けリフォームセミナーの開催を後援します。

#### ●その他の情報提供

北海道では、財団法人北海道建築指導センター内に「北の住まい情報プラザ」を設け、

インターネット上の住まいに関するポータルサイト「Do 住まい」を活用し、住宅・建築物所有者等や建築技術者ニーズに対応した耐震診断・耐震改修に係る情報提供を行っています。

猿払村は、こうした北海道の取り組みと連携し、相談窓口などを通じて地震防災パンフレット等普及・啓発ツールの配布を始め、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に関する情報の提供に努めます。

## ②住民の自発的な取り組みの支援

### ●地域の取り組み支援

地域の住民が主体となった地震防災対策の取り組みを支援するため、地域における懇談会や防災訓練等の機会に職員を派遣し、耐震診断・耐震改修に係る情報提供を行います。

### ●リフォームに合わせた耐震改修の周知・誘導

住民が、住宅のリフォームに際して耐震改修も合わせて実施するように、設計者、施工者などと連携・協力し、耐震改修の周知・誘導に努めます。

### ●家具の転倒防止

住宅内の家具等の転倒による被害を軽減するため、パンフレットの配布等を通じて、それらの防止対策の普及・啓発に努めます。

### ●自動販売機の転倒防止

村内で屋外に設置されている自動販売機の転倒による被害を軽減するため、自動販売機メーカー、清涼飲料・タバコ・酒類の小売団体等の協力要請を行い、それらの防止対策の普及・啓発に努めます。

### ●建物敷地等の安全対策

これまでの建築物における地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生しています。

このため、北海道と協力し、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策の普及に努めます。

また、地震に伴う崖崩れ等による建築物被害を避けるため、がけ地などに近接する住宅を対象に、「がけ地近接等危険住宅移転事業」等の活用を図り、敷地の安全対策を推進します。

### (3) 計画の推進にむけて

#### ①北海道及び関係団体との連携について

猿払村では、特定行政庁である北海道と連携を図り、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」（以下、促進会議とする）に参加し、本計画の着実な推進を図ります。

なお、促進会議は、本計画に掲げた目標の進捗管理や施策に対する連携方策、市町村や建築関係団体の取り組みの情報交換の場として定期的開催される予定です。

#### ②計画推進体制について

今後、計画の推進に向けて庁内の関係部局が連携し、計画の推進に向けて所管する村営建築物及び民間建築物の耐震化について取り組んでいきます。





**猿払村**

〒098-6232 北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町 172 番地 1

TEL 01635-2-3131 (建設課建築係)